喫煙場所の削減について

多摩キャンパスでは喫煙所の削減を計画しています

キャンパス内の喫煙を考えるときに知っておくべき3つのポイント

煙草から流れ出ている煙(副流煙)には、喫煙者が直接吸う煙(主流煙)の 数倍の有害物質が含まれている

副流煙: 火の付いた先端部分 から立ち上る煙。

主流煙: 喫煙者が直接 吸い込む煙。 燃焼温度が低くフィルターを通過しないため、「副流煙」 には喫煙者本人が吸う「主流煙」より高濃度の有害物質が 含まれています

主流煙に対して副流煙の含有量は ニコチン(有害物質) 2.8倍 ニトロソアミン(強力な発がん物質)52.0倍

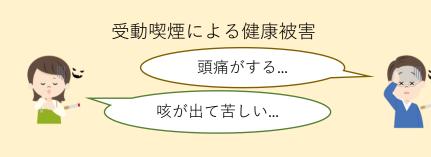
大学敷地内は、病院と同じように、法律により原則禁煙

受動喫煙とは?

タバコから出てくる煙や吐き出された煙を「吸わされる」こと

健康増進法とは?

国民の健康維持を目的とした法律 望まない受動喫煙の防止を目的とし、2020年4月から改正





- ① 「望まない受動喫煙」を無くす
- ② 健康影響が大きい20歳未満の人に特に配慮
- ③ 施設の類型・場所ごとに対策

健康増進法

学校、病院、行政機関等は原則として敷地内禁煙。



屋外喫煙所は、望まない人に煙を「吸わせない」場所に

健康増進法

一定条件の下で、屋外喫煙場所を設置できるが(推奨はしない)、受動喫煙を生じさせることがないように配慮する義務がある。

特定屋外喫煙場所:以下の要件を満たす場所

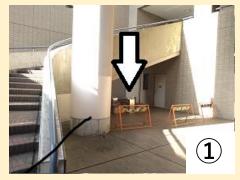
- ①喫煙可能エリアが区画されている
- ②喫煙場所の標識がある
- ③施設利用者が立ち入らない場所(屋上や建物の裏側)、受動喫煙を避けられる場所

喫煙場所の削減について

多摩キャンパスでは喫煙所の削減を計画しています

撤去を予定している喫煙場所(撤去予定 2022年10月中旬)

- ① 1 号館 総合棟地下 2 階
- ②6号館 社会学部食堂サークル室前
- ③6号館 社会学部食堂3階テラス
- ④13号館 百周年記念館エントランス前
- ⑤ 16号館 EGG DOMEバスロータリー前
- ⑥ボールコート東屋









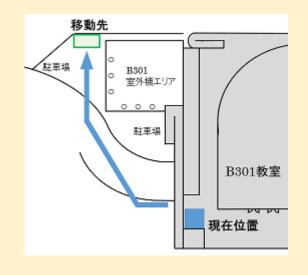




移動を検討している喫煙場所(移動予定 2022年10月下旬)

① 7号館 大教室B棟3階 → 大教室B棟1階脇 駐車区域







継続する喫煙場所

- ① 6 号館 社会学部 A 棟
- ②11号館 経済学部食堂学生ホール裏
- ③14号館 総合体育館

本件に関してのご意見はこちらまで。

(QRコードを読み取り、フォームへ投稿 10月16日まで)

